

群馬大学情報学部学生委員会内規

令和3年4月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学情報学部常置委員会に関する規程第1条第2項の規定に基づき、学生委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の異動に関すること。
- (2) 学生の団体の指導 助言に関すること。
- (3) 学生のボランティア活動に対する助言に関すること。
- (4) 学生の就職及び進路指導に関すること。
- (5) 就職及び進学に関する情報の収集・閲覧に関すること。
- (6) 企業等就職先に対する広報活動に関すること。
- (7) 就職ガイダンス・各種説明会に関すること。
- (8) その他学生の厚生補導に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長が指名し、教授会の承認を得た委員長 1人
 - (2) 教授会で選出された教員 4人
- 2 学部長が必要と認めたときは、前項以外の者を委員に加えることができる。

(任 期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。